

## 品川区福祉有償運送運営協議会設置要綱

制定	平成17年12月27日	要綱第1号
改正	平成18年12月18日	要綱第153号
改正	平成20年1月21日	要綱第3号
改正	平成21年3月31日	要綱第219号
改正	平成27年4月1日	要綱第14号
改正	令和7年4月1日	要綱第16号

### (目的)

第1条 この要綱は、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)の規定に基づき、区内における社会福祉法人、特定非営利活動法人等(以下「社会福祉法人等」という。)による福祉有償運送の必要性、これを行う場合における旅客から収受する対価その他福祉有償運送の適正な運営の確保等を協議するために必要な組織および当該組織の運営に関する事項を定めることを目的とする。

### (設置)

第2条 前条の規定に基づき、品川区福祉有償運送運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (協議事項)

第3条 協議会における協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 法第79条の規定による福祉有償運送の登録(有効期間の更新の登録および変更登録を含む)に関する事項
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) その他福祉有償運送について必要と認められる事項

### (構成)

第4条 協議会は、次に掲げる18名以内の委員で構成する。

- (1) 東京運輸支局長またはその指名する職員 1名
- (2) 地域ボランティア団体代表 2名以内
- (3) 地域住民代表・利用者代表 3名以内
- (4) 関係交通機関等代表 3名以内
- (5) 区長が指名する職員 5名以内
- (6) 福祉有償運送を行っている団体の代表 2名以内
- (7) 前各号に掲げる者のほか協議会の運営上必要と認められる者 2名以内

### (委員の委嘱等)

第5条 委員は、区長が委嘱する。

2 委員(区長が指名する職員を除く。)の任期は、2年とし、再任は妨げないものとする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第6条 協議会に会長および副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により選任し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、会務を統括し、協議会の議長を務める。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(協議会の開催)

第7条 協議会は、会長が協議事項があると認めた場合に召集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開催できない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数の場合には議長が決定する。
- 4 前項の規定にかかわらず、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」(平成18年9月15日国自旅第161号)に定める「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」5.(3)地域公共交通会議における検討プロセスに基づく協議結果または当該検討プロセスに基づき協議が調ったとみなされた事項については、協議会の議決があったものとする。

(専門部会)

第8条 協議会は、必要に応じて専門部会を設置することができる。

- 2 会長は、協議会で協議すべき議事の中で、専門部会で検討することが適当であると認めた事項について検討させるものとする。
- 3 専門部会は、会長が指名した委員により構成する。
- 4 専門部会に、部会長および副部会長を置く。
- 5 専門部会で検討した結果については、協議会に報告するものとする。

(意見聴取)

第9条 協議会は、必要と認められる場合には、関係者等に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第10条 協議会の委員および前条に規定する関係者等は、個人情報その他協議会(専門部会を含む)の活動において知り得た情報を正当な理由なく第三者に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。

(事務局)

第11条 協議会の事務局を、福祉部福祉計画課に置く。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮ってこれを定める。

付 則

この要綱は、平成17年12月27日から適用する。

付 則

この要綱は、平成18年12月18日から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年 2月 2日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 7年 4月 1日から適用する。